

件名	愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県資源循環促進税条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	地方税法等の一部を改正する法律（令和3年3月31日公布、令和4年1月1日施行他）
<p>【改正の概要】</p> <p>【愛媛県県税賦課徴収条例】</p> <p>① 総則（徴収金の納付等） 納税方法のキャッシュレス化の拡大を踏まえ、県税等を納付等するときの知事が定める納税通知書又は払込書を添付する義務を廃止し、納税通知書又は払込書によることとする。</p> <p>② 法人事業税（事業税の納税義務者等他） 電気供給業に係る法人事業税の課税方式について、「収入割」の一部を「所得割」又は「付加価値割」及び「資本割」に振り替える対象となる業種に「特定卸供給事業」を加える。</p> <p>③ ゴルフ場利用税（帳簿の電磁的記録による保存等他） 帳簿の保存方法の特例として電磁的記録による保存等を行おうとする場合の、知事による承認制度を廃止する。</p> <p>④ 個人県民税（税額控除の特例） 個人県民税における税額控除の特例の対象となる者の判定に用いる扶養親族の範囲を、扶養控除の対象となる扶養親族の取扱いと同様にする。</p> <p>【愛媛県資源循環促進税条例】</p> <p>⑤ 帳簿の電磁的記録による保存等他 帳簿の保存方法の特例として電磁的記録による保存等を行おうとする場合の、知事による承認制度を廃止する。</p> <p style="text-align: right;">ほか</p>	
施行日	① 公布日 ② 令和4年4月1日 ③、⑤ 令和4年1月1日 ④ 令和6年1月1日
【その他参考事項】	